

第43回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

- 1 日時 令和3年6月14日(月) 午後1時～午後3時10分
2 場所 大阪市役所7階 市会第6委員会室
3 出席者

(審議会委員) * : ウェブにて参加

- ・池上 綾子 ・江淵 桂子 ・香川 婦美子
- ・武田 丈 * ・辻 義隆 ・妻木 進吾 *
- ・中東 宏一 ・ほそみ たく ・三成 美保 (会長) *
- ・森山 よしひさ ・矢倉 昌子 (会長代理) *
- ・山田 はじめ

(事務局)

- ・山本 市民局理事 ・福岡 ダイバーシティ推進室長
- ・森 人権企画課長 ・泉 多文化共生担当課長
- ・藤本 共生社会づくり支援担当課長
- ・北邑 人権啓発・相談センター所長
- ・高橋 人権企画課長代理 ・廣原 人権企画課担当係長

4 議題

【報告】

- (1) 令和2年度「人権問題に関する市民意識調査」結果の概要について
- (2) シトラスリボンプロジェクトに関する取組み実績について
- (3) 大阪市多文化共生指針に基づく行動計画について
- (4) 第9回大阪市同和問題に関する有識者会議について

【議題】

- (1) 大阪市人権行政推進計画に基づく令和3年度の取組みについて
 - ア 「人権の視点! 100!」実行プログラムの取組みについて
 - イ 人権啓発の取組みについて
 - ウ 人権相談の取組みについて
- (2) 個別の課題について
 - ア 感染症等に関連する偏見や差別について
 - イ インターネットによる人権侵害について

5 議事

廣原 人権企画課担当係長（司会）

お待たせいたしました。定刻を過ぎ、ウェブ参加の各委員の通信状況も問題ないことを確認いたしましたので、ただいまから第43回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところご参加いただき、誠にありがとうございます。本日の司会を担当いたします、人権企画課担当係長の廣原でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、まず、本日の審議会の取扱いを説明いたします。この審議会につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則、及び大阪市人権施策推進審議会運営要領に基づき、公開いたしております。また、情報公開の観点から、本日の会議録、会議要旨について、後日、市民局ホームページに掲載する予定でございます。なお、本日の開催にあたり、緊急事態宣言発令期間中ということもあり、審議会場内では、マスク着用や消毒などの対策を講じるとともに、事務局の説明はコンパクトにまとめるなど、コロナ禍での効率・効果的な審議会運営に努めてまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本日の資料等について、ご案内いたします。お手許に第43回大阪市人権施策推進審議会次第、同出席者名簿、同審議会委員名簿、配席図をお配りしております。資料につきましては、「資料一式」のとおり、お配りしておりますので、その都度ご確認ください。また、机上配付にてシトラスリボンも一つずつ置かせていただいております。

今回の審議会に先立ち、6月7日付けで新たに本審議会委員に就任されました森山よしひさ委員をご紹介いたします。森山委員、よろしくお願いいたします。

森山 委員

森山です。よろしくお願いいたします。

廣原 担当係長

続いて、森山委員以外の出席委員の皆さんを、事務局より五十音順でご紹介させていただきます。

池上委員です。

江淵委員です。

香川委員です。

武田委員はウェブでのご出席です。

辻委員です。

妻木委員はウェブでのご出席です。

中東委員です。

ほそみ委員です。

三成委員です。三成委員は、急遽、交通機関の事情でウェブ会議に切り換えられております。

矢倉委員はウェブでのご出席の予定となっております。

山田委員です。

なお、前田委員からはご欠席との連絡をいただいております。

事務局につきましては紹介を省略させていただきます。

それでは大阪市を代表いたしまして、山本市民局理事からご挨拶させていただきます。

山本 市民局理事

市民局理事の山本でございます。よろしくお願いいたします。第43回大阪市人権施策推進審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は誠ににお忙しい中、また新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の下、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、平素から本市の人権行政はもとより、市政の各般にわたり、格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

昨今の人権を取り巻く情勢といたしましては、こどもをはじめとした社会的弱者に対するいじめや虐待、またはインターネット社会が進展する中でのネット上での人権侵害、あるいは個人情報の取扱い、また、直近では新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害など、様々な問題が生じております。こうしたことに対する、市民の関心も高まっているところでございます。

本日の審議会では、まず、昨年度に実施いたしました人権問題に関する市民意識調査の調査結果など、本市での最近の動きや関連の会議の結果につきましてご報告させていただきます。その上で、大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～に基づいて行います本市各区役所、各局等における取組みとともに、人権啓発・相談センターでの人権啓発及び人権相談についてご説明し、ご意見を頂戴したいと考えてございます。また、個別の課題といたしまして、前回の審議会でご意見をいただきました、感染症やインターネットに関する人権問題につきまして

て、市として取り組む方向性を検討いたしましたので、こちらにつきましてもご説明させていただき、ご意見を頂戴したいと考えてございます。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜り、本市における今後の施策展開の検討に生かしてまいりたいと考えておりますので、本日は何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、開催に当たりまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

廣原 担当係長

それでは以降の議事の進行につきましては、三成会長にお願いいたしたいと存じます。

三成 会長

はい。では、議事を進行したいと思います。私の声が聞こえておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。本日は対面で出席する予定でしたが、阪急電車が事故で一時止まりましたので、ウェブで参加させていただきます。どうぞご了承ください。

それでは、お手許の審議会次第に従い、議事を進めてまいります。議題に先立って事務局より報告事項が幾つかございますので、順にご報告いただきます。まず、「令和 2 年度人権問題に関する市民意識調査結果の概要について」、事務局から報告をお願いいたします。

高橋 人権企画課課長代理

はい、わかりました。資料の方ですけれども、右肩に資料 1 とある資料をお開きいただけますでしょうか。「令和 2 年度人権問題に関する市民意識調査結果の概要について」ということでございます。

まず項番の 1 でございますが、「調査の目的・方法」につきましてご説明をさせていただきます。1-1、「調査の目的」です。様々な人権問題の解決に向け、市民意識の変化動向を把握することにより、本市人権施策の効果的な取組みのための基礎資料を得ることを目的として、5 年に一度実施しておるところでございます。

次に、1-2、「調査の方法」でございます。まず「対象者」でございますが、大阪市内に居住している満 18 歳以上の市民を対象として行っておりまして、これは外国人も含めてということでございます。

次に、「対象数」でございますが、その満 18 歳以上の住民を母集団とし、住民

基本台帳データから 2,000 人を無作為に抽出いたしました。「調査期間」といたしましては、昨年、令和 2 年 12 月 14 日を発送日とし、今年の 1 月 15 日、この 1 か月間あまりを、回答の期限とさせていただきます。

「調査方法」ですけれども、この調査票を対象者に送付し、督促といたしまして、同年 12 月 24 日、及び、年が変わりまして、1 月 7 日に、はがきにより再度協力をご依頼申し上げたところでございます。なお、回答期限は 1 月 15 日としておったところですが、郵送の関係もございますので、1 月 18 日までに返送された調査票について、集計対象とさせていただきます。

次、項番 2 の「回収状況」でございます。先ほど申し上げましたように、2,000 人を対象に調査票を送付いたしましたところですが、回収できました 852 票から、本人が回答できないご事情があった、拒否された、などの無効調査票 126 票を除きました 726 票、これを有効回収調査票として、取り扱わせていただいております。それに基づきまして有効回収率は 36.3%というふうになってございます。なお、前回、平成 27 年の有効回収率が 37.2%、そのさらに 5 年前の平成 22 年の有効回収率は 35.8%ということでございまして、前回、前々回並みになっておるといところで、ご報告させていただきます。

なお、この設問作成にあたりましては、有識者の先生方から別途ご意見を頂戴しておりまして、作成させていただいております。この調査結果、今これは単なる数字のご報告ということになりますけれども、今年度、その分析を有識者の先生方にご依頼させていただきます。また、まとまり次第、ご報告、公表ということにさせていただきたいと思っております。

それでは、ページをおめくりいただきまして、2 ページでございます。項番の 3、「調査項目」でございます。第 1 章から第 5 章までございまして、それぞれにこのような趣旨で設問を設け、質問をさせていただいたところでございます。では早速、具体的な内容に入らせていただきます。

まず 3 ページでございます。第 1 章では、「基本的な人権問題に関する意識の状況」についてお聞きしております。問 1 といたしまして、「人権に対する関心度合」についてご質問しております。「あなたは人権について関心がありますか」という質問に関しましては、「関心がある」、「少し関心がある」と答えた方の合計の割合は 69.1%。逆に「関心がない」、「あまり関心がない」と答えた人の合計は、21.1%となっております。なお、「関心がある」、「少し関心がある」と答えた方の合計につきましては、前回、5 年前は 65.0%ということで、4.1%、

関心があると答えられた方が増えており、逆に、「関心がない」、「あまり関心がない」と答えた方は、5年前は24.6%で、3.6%減っているということで、ご報告させていただきます。

それから4ページでございます。こちらは問2といたしまして、「個別の人権問題に関する基本的な意識の状況」について質問しております。選択肢の(1)から(20)の個別の人権問題につきまして、「関心がありますか」とお聞きしております。(1)から、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題(部落差別)、外国人、ヘイトスピーチ、個人情報、犯罪被害者等、ホームレス、LGBTなどの性的少数者、HIV感染者やハンセン病回復者、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題につきましては、今回の設問で新しく設けさせていただいたところです。それから、パワー・ハラスメント、アイヌの人々、刑を終えて出所した人の人権、インターネットによる人権侵害、拉致問題、人身取引、そして最後に東日本大震災に起因する人権問題ということでございます。帯グラフで視覚的に見ていただくとすると、5ページの図1-2ということでございます。

個別の人権問題に関する基本的な意識の状況について尋ねましたところを、「関心がある」、「少し関心がある」と答えた方の割合が多いのが、(2)の「子どもの人権」、合計して90.5%、これが最も高うございます。次いで、(8)の「個人情報の流出や漏えいの問題」。これが86.5%。第3位が(13)の「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」、というふうに続いております。

それから、6ページの中下段でございますけれども、問2-1ということで、枝問を設定させていただきました。特に深刻な問題と考える人権課題ということで、問2に掲げた人権課題の中で、「あなたが特に深刻な問題と考えるものは何ですか」ということで、3つまでご記入いただけるようになっておりました。これにつきましても、(2)の「子どもの人権」とお答えになった方が50.7%と最も高く、次いで(13)の「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」が30.4%。最後に、(17)の「インターネットで人権侵害」というのが、28.4%となったところでございます。

それから、次に8ページでございます。問2-2aということで、問2に掲げたような人権課題を解決するための、交流イベント等への参加の状況についてお聞きした質問でございます。これは前回、平成27年に、大阪府が同様の意識調査において新設した質問でございまして、連携するという意味で今回追加させていただいた質問でございます。これにつきまして、「参加したことがある」と答えた方

の割合は 10.9%、「参加したことがない」という方は 86.9%となっております。

これにつきまして、9 ページのところですが、**「また参加したいですか」**と、お聞きいたしましたところ、「参加したい」と答えた方は、50.6%いらっしゃったということでございます。

10 ページでございます。問 2-3b でございます。これらの方々に关しまして、「どのようなイベントなら参加しようと思えますか」とお聞きいたしましたところ、やはり「内容が魅力的な場合」と答えた方が 45.2%と最も高く、「関心がない」という方も 27.7%いらっしゃいましたけれども、あとはその地理的な関係で、「家や職場の近くで開催される」ものについては、「参加しようと思う」とお答えになった方が 25%いらっしゃったということでございます。

それから、11 ページ、第 2 章でございます。こちらの章におきましては、「差別に関する認識と具体的な事象における人権意識の状況」についてお聞きしております。問 3 というところで、差別に関する基本的な認識についてお聞きしております。

「一般的に差別というものについて、あなたはどのような考えをお持ちですか」ということで、(1) から (14) まで、枝問を設けさせていただいております。なお、この(1)、(2)につきましては、「差別意識を持つことは許されないもの」、「差別行為を行うことは許されないもの」であるということ、前回におきましては同一の選択肢でお聞きしておりましたけれども、差別の意識を持つことと、行為を行うこと、これはまた別のものであるということ、設問作成段階で有識者の先生からもご意見を頂戴いたしましたので、ここは分割させていただいて適正化を図ったところでございます。

12 ページの下段の説明文のところですが、これらの差別に関する基本的な認識についてお尋ねしたところ、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた方の合計の割合が最も高かったのが、(2)の「差別行為を行うことは許されないものである」とお答えになった方が 91.2%いらっしゃいます。ちなみに 5 年前は、これは 88%いらっしゃいました。次いで、(11)の「差別されている人の話をきちんと聞く必要がある」とお答えになった方が 82.0%。5 年前は 79.3%いらっしゃいました。それから、3 位になっておりますのが、(9)の「差別意識をなくし、人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある」とお答えになった方が 80.4%いらっしゃいました。5 年前は 79.1%ということ、それぞれ割合が上がっているということでございます。

続きまして、13 ページの問 4 でございます。こちらは「差別に関する考え方に影響を受けた程度」についてお聞きしております。影響を受けた程度について、(1) から (12) は「それぞれの項目についてお答えください」ということで、家族や親戚、友人・知人、隣近所というふうが続いておりますけれども、「強く影響を受けた」、「ある程度影響を受けた」と答えた人の合計の割合が高いものが、(10)「テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍」といったメディアで、67.9%いらっしゃいました。次いで、(4)「学校の授業・講義」で 51.7%。それから(2)「友人や知人との関わり」とお答えになった方が 50.7%いらっしゃいました。

続きまして 15 ページでございます。問 5 といたしまして、「結婚相手を考える際に気になること(なったこと)」ということですが、結婚相手やパートナーですが、事実婚や同性パートナーもいらっしゃいますので、このパートナーという言葉を入れさせていただいております。「結婚相手やパートナーを考える際に気になること(なったこと)はどんなことですか。あなたや、お子さんの場合を思い起こし、気になる項目を選んでください」ということで、後段につきましては、平成 27 年度には、あなた自身と、子どもとを分けて聞いておりましたけれども、それに実際に意味があるのか、あるいはお子さんを持たれないという選択をされる方もいらっしゃいますし、持とうと思って持てなかったという方もいらっしゃいますので、聞き方にこういう配慮をさせていただいております。

結果といたしましては、1 番の「経済力、学歴、職業」とお答えになった方が 49.3%と最も高く、次いで、「相手やその家族の宗教」とお答えになった方が 39.4%。次いで、「国籍や民族」とお答えになった方が 28.2%ということでした。

続きまして、16 ページでございます。問 6 といたしまして、「住宅を選ぶ際の、特定地域への忌避意識」についてお聞きしております。価格や立地条件などが希望に合っていたとしても、避けることがあると思いますかということ、次の(1)から(5)についてお聞きさせていただいております。(1)「同和地区の地域内である」、(2)「小学校区が同和地区と同じ区域にある」、(3)「近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」、(4)「近隣に外国人が多く住んでいる」、(5)「近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」ということでございます。

「避けると思う」、「どちらかといえば避けると思う」と答えた方が合計の割合が最も高いのは、(1)「同和地区の地域内である」で 47.7%いらっしゃいます。

た。これは前回調査では、54.0%ということで、数字的には減っておるということ
でございます。次いで、(3)「近隣に低所得者など生活が困難な人が多く住ん
でいる」とお答えになった方が39.9%ということで、これは前回46.6%いらっし
やいましたので、ここも7ポイント近く下がっておるということでございます。

次に17ページの、問6-1でございます。その理由についてお聞きしたところ、
(3)の選択肢、「治安の問題などで不安があるから」と答えた方が69.5%。これ
は前回調査では65.5%でございました。次いで、(2)の「生活環境や文化の違い、
言葉の問題などでトラブルが多いと思うから」という方が49%いらっしやいまし
た。これは前回調査では50.5%。最後に、「次の転居の際、転売が難しかったり、
安く処分せざるを得なかったりすると思うから」とお答えになった方が26.1%い
らっしやいまして、これは前回調査では30.9%ということです。

続きまして、19ページの第3章でございます。こちらは、「同和問題(部落差
別)に関する意識の現状と今後の展望」ということについてお聞きした質問でご
ざいます。問7は、同和問題(部落差別)を知ったきっかけについてお聞きして
おります。これにつきましては、1から11まで選択肢がございますけれども、1
の「家族や親せきの話で知った」と答えた人の割合が18%と最も高く、次いで、
5のメディア系で、これが12.5%ということになっております。

次に、20ページの問8です。問8としまして、「同和問題(部落差別)に関す
る学習経験」についてお聞きしております。学習した経験がありますか、またそ
れらの機会を通じてどの程度理解が深まりましたか、ということでお聞きしてお
ります。学習したことがあると答えた人の割合が最も高いのは、(10)「テレビ
番組や映画などを観た」という方が40.4%いらっしやいます。次いで、(1)「小
学校での授業」、これが30.8%、3位が(8)「書籍などを読んだ」という方が
24.9%いらっしやったということでございます。

それから22ページ、問9でございます。「同和問題(部落差別)に関する差別
意識の現状」ということで、「現在も残っていると思いますか」というご質問を
いたしております。これにつきましては、「現在も残っている」と答えた方の割
合が32.2%と最も高く、「わからない」と答えた方が31.9%。逆に「弱まりつつ
ある」と答えた方が25.4%となっております。

23ページの問9-1は、「同和問題(部落差別)に関わる考え方」についてお聞
きした質問でございます。なお、前回、平成27年度におきましては、差別や偏見
がなくなる理由としてお聞きした質問でございます。これにつきましては、

(7)の「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)の目的や内容についての社会全体の認知度は十分とは言えない」とお答えになった方が45.1%と最も高く、次いで、(3)の「同和問題(部落差別)の解決への取組みについての社会全体の理解は十分とは言えない」とお答えになった方が41.8%。3位が、(6)の「同和問題(部落差別)に関する昔からの偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人々が多い」とお答えになった方が38.4%でございました。

次、25ページでございます。問10といたしまして、「同和地区の人に対する就職・結婚時の現状イメージと展望」についてお聞きした質問でございます。これは就職や結婚等について、その差別が残っていると思うかどうかを聞いた質問でございます。なお、前回の調査では、就職、それから結婚についてお聞きしておりましたけれども、先ほど申し上げましたような事実婚であるとか、同性パートナーの方もいらっしゃると思いますので、結婚等ということで、質問の表記を改めた部分でございます。まず就職につきましては、「わからない」という方が最も多く44%、結婚等については、「わからない」の割合がこちらも高く、44.1%という結果になっております。

それでは次に26ページ、第4章、「人権問題に関する経験」に移らせていただきます。問11といたしまして、インターネットにおける人権侵害に関する問題についてお聞きしております。どのような問題があると思えますかということでお聞きいたしました結果、選択肢の1、「他人のプライバシーに関する情報や、誹謗中傷する情報が掲載されること」とお答えになった方が80.4%、最も高うございました。

それから、27ページ、問12といたしまして、「人権問題についての学習」についてお聞きしております。「学習したことのある分野」についてお聞きいたしました、個々の分野につきましては、問2と同じ選択肢とさせていただきます。結果、最も高いのが、(1)「女性」に関して42%と最も多く、次いで、(5)の「同和問題(部落差別)」、(4)の「障がいのある人」という順番になってございます。

それから29ページの問12-2でございます。「一番印象に残っている学習分野」についてお聞きいたしました結果、(2)の「子どもの人権」問題と答えた方の割合が9.6%と最も高く、次いで「同和問題」、「拉致問題」というふうに続きました。

次31ページでございます。問13といたしまして、人権上問題行動を受けた経

験の有無についてお聞きいたしました。問題行動を受けた、見聞きをした経験を尋ねましたところ、「ある」と答えた方が 32%であるのに対し、「ない」とお答えになった方が 59.1%。それについて深掘りしてお聞きしたのが 32 ページ以降になっております。問 13-1 は「経験した人権問題の種類」について、お聞きいたしまして、パワハラなどの「ハラスメント」44.1%、次いで「女性」、「新型コロナ」というふうが続いております。

33 ページ、問 13-2、内容についてお聞きいたしますと、「差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」と答えた方が 45.7%と最も高く、「職場や学校などにおけるハラスメント」、「差別的な取扱い」をされたが続いておるといってございます。

34 ページでございます。問 13-3、「経験した人権問題の対象」についてお聞きしております。ここでは「あなた自身に対するものでしたか」とお聞きしましたところ、「はい」と答えた方が 36.6%。「いいえ」が 60.3%でございました。

35 ページでございますけれども、「どう対応したか」とお聞きしますと、「我慢した」とお答えになった方がもっとも高く 44.7%。次いで、「抗議、反論した」、「相談した」というふうが続きます。それが最終的に解決したのかどうかというのが、36 ページのところでございますけれども、「解決しなかった」と答えた方の割合が 58.8%と最も高く、「解決した」方は 22.4%にとどまっております。

37 ページでは、「自分以外の人権問題の対応」ということについてお聞きいたしました。「何もしなかった」とお答えになった方が 40.7%、「いけないことと分かってもらおうとした」、そして「いけないことと指摘した」というふうが続きます。

それから 38 ページでは、ここから第 5 章としまして、「大阪市の人権問題への取組みについて」お聞きいたしております。まず問 14 といたしまして、大阪市人権尊重の社会づくり条例に基づき、大阪市は多様な取組みを進めておるところでございますけれども、「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちであると思いますか」というふうにお聞きいたしました。「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた方の合計は 60.1%。これは 5 年前が 52.9%ということでございます。「そうは思わない」と答えた方は 35.4%、前回は 43.9%というふうな数字でございます。

それから 39 ページでございます。問 15 といたしまして、個別の人権問題に関

わって「人権が尊重されるまち」であると思うかどうかお聞きいたしました。40 ページの下段でございます。(5)「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである」とお答えになった方が、70.4%と最も高くございました。これは前회가 59%ということで、大きく数値が上昇しているところでございます。次いで、(6)「高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである」とお答えになった方が 62.8%。続いて、(11)「事業者の持つ市民の個人情報保護され、適切に取り扱われているまちである」とお答えになった方が 62.7%という結果でございました。

次、41 ページでございます。問 16 といたしまして、「個別の人権問題に関する行政の取組み」についてお聞きいたしました。見聞きをするかどうかということで、「よく見聞きをする」、「たまに見聞きする」とお答えになった方の割合は、メディア系ですね、「新聞・テレビ・ラジオによる広報」が 48.8%と最も高く、次いで「広報紙、啓発冊子、教育教材」、それから「街頭啓発、駅のコンコースなどでのデジタルサイネージ(電子看板)や啓発ポスター」というふうが続いております。問 16-1 では、さらに重点的に取り組むべき広報ツールとして「考えるものはどれですか」という質問に対しまして、「新聞・テレビ・ラジオによる広報」とメディア系をお答えになった方が 40.5%と最も高く、次いで、「LINE・Twitter・Facebook などの SNS」、それから、「人権相談窓口の開設や運営」というふうに続きました。

44 ページでは、問 17 といたしまして、「多文化共生についての意識の現状」についてお聞きいたしました。日本人と外国人がともに理解を深めながら、みんなに住みやすいまちをつくっていかうという、大阪市の多文化共生の取組みについてお聞きし、外国人が大阪市でも多くなっていることについて、「どのようにお考えですか」とお聞きいたしましたところ、「外国の言語・文化・習慣を知る機会が増える」とお答えになった方が 56.9%と最も高く、これは前回 43.3%でございました。次いで「外国人と日本人との交流の機会が増える」、それから、「習慣や文化の違いから、外国人と日本人のトラブルが起こるおそれがある」とお答えになった方が続いております。

それから 45 ページの中下段でございます。問 18 といたしまして、大阪市の犯罪被害者等支援施策の認知状況についてお聞きいたしました。大阪市では、昨年度、犯罪被害者等の支援に関する条例を制定いたしまして、各種支援施策を実施しておるところでございます。窓口の設置、見舞金の支給、家事支援や弁当の配

達などの日常生活支援ということを指しますけれども、これらについて「ご存知ですか」とお聞きいたしましたところ、「知っている」とお答えになった方は8.0%、「知らない」と答えた方が87.2%でございました。認知経路について、46ページでお聞きいたしましたところ、「区役所の広報誌」、それから「知人や友人などから聞いた」という方がともに1位で27.6%。次いで、「各種啓発ポスター」とお答えになった方が、それに続きました。

47ページでございます。問19といたしまして、区役所の人権相談窓口の認知状況についてお聞きしましたところ、「知っている」と答えた人の割合は15%でございまして、これは前回調査が19.2%でありましたことから、数パーセント減っておるといところでございます。

それから48ページでございます。問20といたしまして、私どもの大阪市人権啓発・相談センターの人権相談窓口の認知状況についてお聞きいたしました。「知っている」と答えた人の割合は10.7%、「知らない」と答えた人は86.2%となつてございまして、「知っている」と答えた人の割合は前回14.7%でございましたので、こちらも数パーセント減っておるといところでございます。

それから、49ページ、問20-1でございます。人権啓発・相談センター窓口の認知経路についてお聞きをいたしますと、「区役所の広報紙」と答えた人の割合が62.8%と最も高く、次いで「大阪市のホームページ」、それから「センターの案内用ポスター・パンフレット」と続いております。

最後50ページでございますけれども、問21といたしまして、人権侵害を受けたときの、家族など以外の相談機関についてお聞きいたしました。「家族・親戚や友人以外では、具体的にどちらへ相談しようと思われませんか」という質問に対しましては、「区役所の人権相談窓口」とお答えになった方が最も高く、39.4%。次いで、「弁護士」、それから、「大阪市人権啓発・相談センター」というふうな結果になりました。

雑ばくなご報告でございましたけど、一旦これで終了させていただきます。よろしくお願ひいたします。

三成 会長

はい。ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、ご意見やご質問等はございませんでしょうか。

はいどうぞ。

中東 委員

大阪市企業人権推進協議会の中東です。この資料を見せていただいて感じたことを、お話をさせていただきたいと思います。

まず 4 ページのところですが、人権の項目についての関心度合というところで、(11)の LGBT などの性的少数者に関する人権というのが、もう少し関心が高くてもいいのかなと思ったのですけれども、それほど他に比べて関心が高くはないのかなというふうに感じました。

それよりも何よりも一番驚いたのは、最後の(20)の、東日本大震災の被ばく者に対する偏見であったり差別であったりというところです。これは 10 年前に起こった事項ですけれども、この事項に対する関心が 10 年経った今でも 75.5%、4 人に 3 人の方が、これに関心があると今おっしゃっておられるということです。「関心」ということですから、このことに関する「差別を見たり聞いたり」ということではないとは思いますが、この被ばくに関する差別というところは、私は今回の新型コロナウイルスに関する差別、あるいは偏見というところと、非常に似たような状況が出ているのではないかと考えています。

というのも、原発の差別とかはですね、被災者であったり、被ばく者であったり、その家族、あるいはそのエリアに住んでおられた方に対する差別や排除というふうなことが起こっています。放射能の除染の作業をされている方に対する差別やその方のご家族に対する差別、あるいは福島ナンバーの自動車への他県での差別・排除というようなこと、例えば、ガソリンスタンドでの給油拒否とか、福島ナンバーの車は荷物を運んでくるなどといった差別があったとも聞いております。今回のコロナにつきましても、コロナの感染者であったりその家族への差別、あるいは医療従事者の家族への差別、車に関して言いましても、感染拡大地域から来るなっているというふうなところ、バイ菌をまき散らす、みたいな差別があったりというようなことも聞いております。放射能被ばくにつきましても、今もう除染作業が進められているので、こういうふうに関心を持たれている方々が多いのかなとは思いますが、新型コロナに関しましても、これから 10 年後どうなっているか、まずわからないと思います。放射能被ばくと同じような道をたどらないためにも、この新型コロナに対する研修とか、啓発というところはされていると思いますけれども、さらなる心構えで取り組んでいかないとと思います。

大阪市からかなり離れた福島で起こった 10 年前のことに、今もこれぐらいの方が関心を持たれてということですので、感染の拡大地域である大阪市で、本当の

地元で起こっているコロナが、10年後になったら、あるいは10年後と言わず一旦収束しても、またどっかで発生したというふうな事象が起こると、またそこで大騒ぎになり、差別や排除ということが起こらないように、今のうちにしっかりと啓発活動を進めていく必要があると、この資料を見ていて感じました。

以上です。

三成 会長

はい、ありがとうございました。事務局からご説明とか、簡単にしていただけますでしょうか、いかがでしょうか。

森 人権企画課長

はい。事務局、人権企画課長の森でございます。ただいまのご指摘、まことにありがとうございます。おっしゃるように、今年ちょうど東日本大震災から10年という年でございまして、区切りの年ということで、そういった情報が多かったということもございました。この調査自体は、去年の12月から今年の1月ということで、年をまたがってどこまで影響があったのかわかりませんが、ご指摘のように放射能がうつるといのは、かなり大げさなのかなというように思います。新型コロナウイルスとの関係も踏まえて、今ご指摘をいただきましたが、新型コロナウイルスないし感染症の問題につきましては、本日またこの後の議題でも触れさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

三成 会長

はい。ありがとうございます。非常に重要なご意見ですね。LGBTに対する関心がいまだなお、決して高くはないという状況であるとか、あるいは10年前の東日本大震災等々の関心がまだ収まっていない状況で、今のコロナが今後どうなるのかといったことについての対応を含めて考えていかないといけない、といったご指摘だったと思います。

他に、妻木先生ですか。どうぞ。

妻木 委員

妻木です。よろしく願いします。お尋ねしたいのですが、この調査結果の概要は、何らかの形で、ホームページ等で公表されるんですか。

高橋 課長代理

はい。事務局の高橋でございます。本日14時に、報道発表並びに市民局のホームページで公表させていただきます。

妻木 委員

わかりました。であれば、先ほどの LGBT への関心の低さなどが、大阪市民の意識の反映なのか、それともサンプルの偏りによるのかなどを判断する材料がちょっと足りないかなと思うので、調査対象者の概要、年齢階層や性別程度は書いておいたほうがいいのかと思いました。

あと、すごく細かい点ですが、図表の中に、MA（マルチプル・アンサー）の表記がシングル・アンサーのところに入っていたり、MAとすべきところに抜けていたりの一部あるようなので、それについては後でお伝えします。

はい、以上です。

三成 会長

事務局いかがですか。

森 課長

よろしいでしょうか。事務局、森でございます。ご指摘ありがとうございます。お気づきのあった点につきましては後程お伺いできたらと思っております。併せて、今調査対象となった回答者の偏りとか、そういったことにつきましては、2時の発表資料、載っているのは概要になりますが、最後に報告書、200ページ以上の報告書をPDFで出させていただきますので、回答者属性につきましては一定の情報を載せさせていただく予定になっております。また、ローデータ、いわゆる元データですけれども、これは現在整備中でございますが、7月をめどにアップさせていただこうと考えております。よろしく申し上げます。

三成 会長

はい、ありがとうございます。他に、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。池上委員、はい。どうぞ。どうぞ申し上げます。

池上 委員

この調査対象は2,000人という、統計学的に大阪市民の分母から2,000人というのが多いのが少ないのか、ちょっとよくわからないのですけれども。例えば、今後、5年に1回、5年後の調査の時に、SNSを使ってというような調査とあわせて、もう少し分母を増やすというようなお考えとかはないのでしょうか。

森 課長

よろしゅうございますか。

三成 会長

はいどうぞ。

森 課長

はい。ありがとうございます。

かつてはもっと多くて、5,000人ぐらいに聞いたときがあったかと思います。だいぶ前ですけど。やはり予算の関係ですとか、その中で調査の信頼性が維持できる規模で縮小して、2,000人になってから、そこをずっと維持しております。インターネットを用いた回答形式でございますけれども、実は昨年もこの場でご指摘をいただいていたところではございます。コロナの関係で書面審議になった回のことです。ちょっと予算等の都合もございまして、今回につきまして郵送のみということにさせていただきました。ただ、大阪府さんの方が今回インターネットでの回答を取り入れられまして、やはり若干数字を伸ばされていますので、次回に向けましては、そういったことを予算要求の段階から、しっかりと入れた形で要求してまいりたいと考えております。

三成 会長

はい。ありがとうございます。

他、何かございますか。

よろしいでしょうか。

皆様からとても大事なご意見いただいでいて、例えば LGBT の問題にしても、関心がないとか、あまりないというのは、研修をされているかとか、学校教育であるとか、報道などともリンクしますので、そういったことも含めて、今後の取組みに生かしていただければというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、次に進んでよろしいでしょうか。

はい。では続きまして、「シトラスリボンプロジェクトに関する取組み実績について」事務局からご報告をお願いいたします。

高橋 課長代理

はい。ご報告いたします。引き続きまして高橋でございます。

シトラスリボンプロジェクトに関する取組み実績ということで、資料 2 をお開きいただけますでしょうか。こちら、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題の所管であります、健康局と調整をいたしまして、作成した資料でございます。項番の 1、「『シトラスリボンプロジェクト』と大阪市での取組み」ということでございます。

すでにご承知の方がたくさんいらっしゃると思いますけれども、シトラスリボ

ンプロジェクトにつきましては、新型コロナで生まれた差別や偏見に対しまして、愛媛県の有志の方が立ち上げられた運動でございまして、シトラス色のリボンや専用ロゴを身に着けて差別や偏見のない社会にとの願いから、取り組んでおられるものでございます。今、全国的に行政や多くの事業者の方に取り組みが広がって来ておるといふことでございます。これを受けまして大阪市でも、今年2月19日付けの報道発表をさせていただいておりますけれども、感染された方、それから医療従事者その家族に対する誹謗中傷や、インターネット上での心無い書込みがなされるという人権侵害に関しまして、啓発を進めてきたところでございます。シトラスリボンプロジェクトの趣旨に賛同いたしまして、全庁的に取り組むこととしたということでございます。

具体的に主な取り組みの内容といたしましては、項番の2でございまして、人権行政推進本部ということ、これは大阪市全体の本部で、本部長は大阪市長でございます。本部員は、各所属の所属長が就いておるものでございます。この本部員宛に取り組みの依頼をしております、職員のリボン着用、チラシの掲示などをしております。それから3月10日には、全職員宛に一斉メールをいたしております、リボン着用の呼びかけ、プロジェクトチラシの送付を行っております。さらに、同日付けにて人権行政推進本部幹事あて、これ幹事と申しますのは各所属の総務担当課長でございまして、幹事宛に、所属、関係機関への紹介を依頼ということございまして、各所属で関係のある委託事業者、指定管理者、その他関連団体への働きかけをご依頼させていただいております、私ども市民局からも経済3団体等へのお願いもすでにしているところでございます。

市役所内での実施状況でございますけれども、全51所属でございますが、所属長がリボンを着用、これが20所属、全職員がリボンを名札に着用しているところが5所属、職員の1割以上がリボンを着用しているところが15所属。それから、チラシの配架や掲示というところ42所属、関係団体等への周知働きかけを行ったところが27所属。ホームページ、それから区の広報紙、情報誌等への掲載による啓発を行った部署が42部署ございました。今現在も取り組みが広がっておりますのでございまして、各所属に対しまして、これからもその運動の広がりについて、周知啓発に努めてまいりたいと思っております。これは4月時点での実施状況でございますけれども、ご報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

三成 会長

はいありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしいですか。

はい。では、次に行ってよろしいでしょうか。

では、続きまして、大阪市多文化共生指針に基づく行動計画についてですが、事務局からご報告をお願いいたします。

泉 多文化共生担当課長

多文化共生担当課長、泉でございます。私の方から、大阪市多文化共生指針行動計画について、令和 2 年度の取組み進捗状況、及び令和 3 年度からの行動計画についてご報告いたします。着座にて報告させていただきます。

まず大阪市多文化共生指針につきましては、外国人住民数の増加や、国籍の多様化に加えまして、平成 31 年 4 月に出入国管理法及び難民認定法が改正されており、外国人住民がこれまで以上に増加することが見込まれる状況を踏まえまして、本市の多文化共生社会の実現に必要な施策を、体系的かつ継続的に推進し、着実に取り組み、進めるにあたっての方向性を示すガイドラインとしまして、令和 2 年 12 月に策定しております。その具体化を図るため、指針に掲げられた 6 つの基本的な方向で、具体的取組みを取りまとめたものが行動計画で、こちらは令和 3 年 2 月に策定したものです。

まず、お手許の資料 3-1、大阪市多文化共生指針行動計画の進捗状況について、こちらは令和 2 年度の取組みの進捗状況になっているわけで、指針の 6 つの基本的な方向性ごとに進捗状況の概要として取りまとめておりますので、方向性ごとに説明いたします。

まず 1 ページ目をご覧ください。「多様な言語・手段による情報提供、相談対応の充実」につきまして、行政情報や防災情報に加え、新型コロナウイルス感染症や、特別定額給付金関連の多言語による情報発信を実施しました。新型コロナ関係では多くの問い合わせが寄せられておりましたが、国際交流センターでの対応や、また、多言語音声翻訳アプリを活用して各区等で対応を行いました。

2 ページの「日本語教育の充実」では、新型コロナの影響で、識字・日本語教室を休止せざるを得ない時期もございましたが、可能な限り開催するとともに、日本語学習支援事業においては、オンライン実施に切り換え、実施してまいりました。

続きまして、3 ページ、「外国につながる児童・生徒への支援の充実」については、市内 4 か所の共生支援拠点で日本語指導のマネジメントを行うとともに、日本語指導センター校を増設し、小学校 1 校に日本語指導教諭ないし日本語指導教員を新たに加配しています。また、母語・母文化の保障のための取組みでは、小中学校にある国際クラブで取り込まれるとともに、保護者・家庭への支援について、新たな取組みとして、外国につながる児童生徒の保護者等を対象とした相談事業に取り組んでおります。

続いて、5 ページ目。「災害に対する備えの推進」では、市民防災マニュアルの令和 2 年度改訂版において、英語、韓国・朝鮮語、中国語の翻訳を市ホームページに掲載するほか、水害ハザードマップ等の防災啓発コンテンツの多言語化を行い、ホームページに掲載しております。また、各区役所におきましても、防災情報の多言語化や、多言語版防災マップを活用した普及啓発に取り組んでおります。さらに、災害時外国人ネットワーク整備に向けまして、ワーキングチームを立ち上げ、この検討会で、災害情報の発信、避難所の開設、避難所での生活支援・通訳相談の 3 つの局面から支援策の取りまとめを行ってまいりました。

続いて 7 ページ、「健康で安心して生活できる環境づくり」。保健、福祉、保育、公衆衛生、医療・救急、また住宅・就労の各分野におきまして、制度説明、相談支援事業など、多言語の対応に継続して取り組んできております。新たに、国民健康保険料の納付の必要性を説明した 16 か国語のリーフレットを作成いたしました。また、民間児童福祉施設等に対し、通訳・翻訳のための、機器購入経費の一部補助金を交付するほか、公立での直営施設におきましては、外国語翻訳機を整備してまいりました。

9 ページ目、「多文化共生の地域づくり」。区役所の取組みとしまして、外国人住民と地域住民の交流、地域での子育て理解の促進事業、外国人留学生と中学生の交流など、様々な取組みが展開されております。生活ルールについての理解促進のためゴミの分別リーフレットに、新たにベトナム語版を追加いたしました。また、外国語に対応した食品ロス削減のメッセージカードを作成し、関西国際空港、市内観光案内所、民泊運営者、飲食店、区役所等で配布しております。外国につながる市民が活躍できるまちづくりに向けまして、地域の国際化に必要な人材養成講座の開催や、地域で活躍する国際人材定着を図るため、各区と連携した事業、外国人留学生のための起業支援セミナーなどを実施しております。

以上、雑ぱくですが、令和 2 年度の取組みの概要となります。個々の取組み状

況につきましては、資料 11 ページ以降に掲載しておりますので、また後程ご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

三成 会長

はい。よろしいですか。

続きまして、資料 3-2 の行動計画の更新の方も併せてご説明していただきたいと思えます。

泉 課長

資料 3-2 をご覧いただけますでしょうか。今回の行動計画では、令和 3 年度の取組みにつきまして、事業計画を更新したものになっております。先ほどご報告しましたように、行動計画の策定期間が令和 3 年 2 月、令和 3 年度取組みにつきましては、令和 2 年度の継続となっている事業がほとんどとなっております。令和 3 年度に新規・拡充を行う事業を中心に、本日ご報告させていただきます。

まず、拡充事業としまして、10 ページをご覧ください。「外国につながる児童生徒への支援の充実」のうち、「多文化共生教育の推進」に掲げています「外国からの児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」でございます。令和 3 年度からは、共生支援拠点の機能を充実し、外国につながる児童生徒のために、母語・母文化の保障として、母語・母文化教室及び夜間における母語・母文化教室や、日本語教室のモデル実施、また外国につながる生徒の進路支援として多言語進路ガイダンスの実施、学校における外国人講師派遣として、多文化体験学習やSDGs を踏まえた課題解決学習など、コーディネートを実施するなど、学校における多文化共生教育の推進を図る事業として実施予定としております。

続きまして、拡充事業、15 ページをご覧ください。同じく「外国につながる児童生徒への支援の充実」のほか、「保護者、家庭への支援」の「保護者等の困りごと相談事業（中央区多文化共生のまちづくり推進事業）。こちらの事業は、令和 2 年度の新規事業として立ち上げ、区内学校園からの各種連絡や通知文書について、日本語表示であるため理解できない保護者等を対象に、相談窓口、相談会を設定するもので、この取組みに加え、令和 3 年度には学校園で行う保護者説明会や懇談会でも、保護者等に付き添い理解を深めてもらえるよう、サポートの拡充にあたります。

続きまして、新規事業につきまして、42 ページをご覧ください。「多文化共生の地域づくり」のうち「市政への参加」について、市民局所管の多文化共生に関する意見交換会の取組みを、新規事業として掲載しております。多文化共生の地

域づくりの実現には、外国人も日本人もともに地域の一員として関わる地域づくりを促進し、そのための支援が重要となります。行政の支援方策等を検討する上で、現状の把握や課題の解決をめざして、外国につながる市民の方々の意見を聴取し、行政に意見を伝えてもらう仕組みを検討するため、令和 3 年度は、まず意見を聞く機会を設けることとしております。以上が、令和 3 年度の新規の取組みとなります。

また各取組みにおきましても、本市の多文化共生社会づくりに向けて着実に進むよう、大阪市多文化共生施策推進本部により進捗管理、課題共有など行いながら取り組むこととしております。よろしくお願いたします。

以上、ご報告いたします。

三成 会長

はい。ありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、ご意見ご質問等、ございますか。

いかがですか。よろしいですか。

では、続きまして、第 9 回大阪市同和問題に関する有識者会議について、事務局からご報告をお願いいたします。

藤本 共生社会づくり支援担当課長

共生社会づくり支援担当課長の藤本です。私からは、第 9 回大阪市同和問題に関する有識者会議についてご報告をさせていただきます。資料につきましては、資料 4-1 から 4-4 までが、該当の資料となっております。

本有識者会議は、同和問題（部落差別）における現代的な課題の解決に向け、本市の状況に応じた課題などについて、同和問題に精通する方や、有識者の方からご意見をお聴きすることを目的に開催しております。今回の有識者会議につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面による開催とさせていただきます。資料 4-1 をご覧ください。意見聴取期間でございますが、議題についての資料を、令和 3 年 3 月 18 日にメールまたは郵送で、有識者会議メンバーの皆様にお送りし、それぞれの議題に対するご意見を 3 月 30 日までにいただきました。意見聴取者につきましては、記載の 10 名の皆様でございます。なお、資料 4-2 に、大阪市同和問題に関する有識者会議メンバーの名簿を添付しておりますので、後程ご参照いただきたいと思います。

「議題及び意見の要旨」以下に、いただきましたご意見の要旨を記載しておりますが、今回書面でご意見いただいたこともあり、要旨にまとめておりますが、

かなりの量になっております。時間も限られておりますので、私からはごく簡単に、どのようなご意見があったかご紹介させていただき、個々のご意見については、後程ご覧いただければと思います。

今回は大きく三つの議題についてご意見をいただきました。まず議題 1、「部落差別解消推進法第 6 条に基づく部落差別の実態に係る調査について」でございます。具体的な意見につきましては、1 から 6 ページまでに、記載されております。またお配りしております、資料 4-3、「部落差別の実態に係る調査結果報告書（抜粋）」、これをメンバーの皆さんにお示しし、ご意見をいただきましたところ、「人権相談件数・人権侵犯事件件数は、大阪法務局管内の件数が突出しており、今後も同和問題に対する積極的な取組みの必要がある」といったご意見をはじめ、部落差別の実態把握や、インターネット上の人権侵害などに関するご意見を、いただいております。

次に、議題 2 として「人権相談、啓発事業について」ということで、大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談及び人権啓発の取組みについて、後程また議題にもありますけども、取組みの資料をお示ししまして、ご意見をいただきました。これにつきましては、7 ページから 12 ページが該当のところになります。人権啓発・相談センターの人権相談の認知度向上や、電話や面談以外の手段を含めた相談体制などに関するご意見のほか、啓発の対象や手法、研修テーマについてのご提案をいただいております。

次に議題 3、「人権侵害事象について」でございます。資料 4-4、「本市職員による人権侵害事象について」、これをお示しし、ご意見をいただきました。該当のご意見については、13 ページから 14 ページになっております。これに関しては、「大阪市職員による差別事象は、あるまじき行為であり猛省すべき」、「市長の言葉として、『職員は率先して人権行政を推進していく立場であるとの自覚をもって、断固たる姿勢で差別事象の根絶に取り組んでいかなければならない』とあるとおりであり、職員一人ひとりが、そういった認識を持っているのか」といった厳しいご指摘をいただくとともに、今後の職員研修についての意見をいただいたところでございます。

以上、簡単ですが、同和問題に関する有識者会議について、概要の報告をさせていただきます。

三成 会長

はい。では、ただいまのご説明に関して、ご意見ご質問等、ございますか。

よろしいですか。

はい。ありがとうございます。

では、これからは、議題に移りたいと思います。

議題 1、「大阪市人権行政推進計画に基づく、令和 3 年度の取組みについて」の、ア、「人権の視点！100！実行プログラムの取組みについて」、事務局よりご説明お願いいたします。

高橋 課長代理

はい。ご説明させていただきます。引き続きまして、人権企画課長代理高橋でございます。資料5と右肩に書かれております。紙ベースでは、A3判横長の資料をお開きいただけますでしょうか。ウェブ参加の先生方、データにてどうぞよろしくお願いいたします。「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みということで、区役所、24区役所ですね、それから局・室ということで書かれております。大きく二つに分けさせていただいております。

大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～、これに基づき、各所属におきまして、毎年度、「人権の視点！100！」に基づく実行プログラムを策定、実施いたしまして、人権尊重の観点から、日常業務の改善、見直しに取り組んでいるところでございます。今回は、令和 2 年度の取組み実績、それから令和 3 年度の策定状況について、概略をご説明させていただきます。

なお、人権の視点、6つの視点でございますけれども、資料の上段に記載させていただいておりますが、情報公開、広報の視点での、「伝える」という視点、それから行政サービスの視点での「支える」、それから広聴的な意味合いの大きく「知る」ですね。それから、協働、市民との協働という意味合いでの「つながる」、それから環境整備に「備える」という視点、最後に、事業者としての責任、「努める」ということで、6つの視点で評価をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

令和 2 年度につきましては、個別のご紹介は時間の関係で割愛させていただきますけれども、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の関係で、当初予定していた研修が後ろ倒しになったり、開催方法を変更したりした所属もございました。開催方法を変更し、対面での研修ではなく、リモート等も活用いたしまして、年度内に何とか実施を完了したというところでございます。

それから令和 3 年度につきましては、各所属が令和 2 年度の取組み実績を踏まえまして、ブラッシュアップしておるところでございますけれども、散見されま

すのが、今日的な課題を踏まえた課題設定の仕方ということで、例えば、区役所におけます、西区でありますとか浪速区は、SDGs 達成をいろんな形での取組み目標に掲げておりますし、中央区や生野区、西成区につきましては、外国人住民への対応ということも踏まえまして、やさしい日本語での表記なり案内ということを目標に掲げております。それから、先ほどから出ておりますけれども新型コロナウイルス感染症に関する差別偏見への対応ということで、シトラスリボンの取組みでございますけれども、こちらにつきましても、阿倍野区や市政改革室、市民局、契約管財局などで取組み、研修の一つの要素に入れておるといってもございます。また、やさしい日本語との関連もでございますけれども、多文化共生という意味合いで、危機管理室、それから都市計画局、水道局といったところで、そういった視点で目標を掲げているというようなところが目立ったところかなと、取りまとめをいたしました事務局としても感じておるところでございます。また、これに基づきまして、令和 3 年度、取り組まれた状況につきまして、おそらく次回、来年の 2 月ごろ開催予定の人権施策推進審議会では、令和 3 年度の途中の取組み状況についてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

雑ぱくでございますけれども説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

三成 会長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについての説明がございました。

何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

はい。それでは事務局において、令和 3 年度の取組みを進めていただくようお願いいたします。

では、続きまして、議題 1 の、「大阪市人権行政推進計画に基づく令和 3 年度の取組みについて」の、イ、「人権啓発の取組みについて」、及び、ウ、「人権相談の取組みについて」、一括で説明をお願いし、その後、質疑としたいと考えます。

では、事務局から説明をお願いいたします。

北邑 人権啓発・相談センター所長

人人権啓発・相談センター所長の北邑でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、人権啓発の取組みと人権相談の取組みを一括してご説明をさせていただきます。

まず、資料6-1、令和3年度の大阪市の人権啓発について、大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて、ご説明させていただきます。

最初に 1 ページの地域密着型市民啓発事業でございますけれども、地域に根差した啓発の担い手として活動していただいております人権啓発推進員につきましましては、全市で 743 名おられますけれども、これらの方々を対象とした各種の研修を実施しているものでございまして、各地域における人権啓発の一翼を担っていただく人材の育成をめざすものでございます。平成 30 年の 4 月より、大阪市人権啓発推進員制度実施要綱を定めまして、大阪市の制度として創設いたしました。市長名による委嘱状を交付いたしてございまして、人権啓発推進員としての役割を、本市が行う人権啓発事業の運営、その他、市民に対する人権啓発に関する業務と、人権啓発に関する問題または市民からの相談を区役所その他の関係機関の相談窓口に取り次ぐ業務ということで、業務の内容を要綱に明記いたしました。

令和 3 年度の取組みといたしまして、人権啓発推進員の育成事業については、資料に記載されております項目について、事業実施に向けて、現在、委託事業者の選定中でございます。コロナ禍での実施ということになりますので、研修資料を配布するなど、研修内容が広がるような工夫を今年度も実施しながら進めていきたいと考えております。

次に、2 ページから 3 ページにかけては、市民への広報事業になりますけれども、様々な媒体を活用して、市民に人権問題への理解を深めていただくよう、広報を行うものでございます。最初に、啓発資料の作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入でございますが、適宜、有効な資料等を購入いたしまして、配布貸出しを行っております。利用者アンケートを参考にしながら、LGBT の問題をはじめ、ハラスメントの問題、DVの問題など、今日的な課題を含めて購入いたしております。令和 2 年度の貸出実績といたしましては、貸出総数が 599 本、延べ 13,890 人の方に、視聴いただきました。次に、人権啓発情報誌であります、「大阪市人権だより KOKORO ねっと」でございますけれども、引き続き、若年層にも読みやすい内容になるよう、または地域レベルでの人権の取組みを掲載するほか、若

者がなじみやすい話題を取り上げるなど、紙面内容の充実を図るとともに、ホームページの掲載にはデジタルブック形式を取り入れるなど、読者層を一層広げるような取組みを行っております。年3回発行し、125か所の本市関連施設、140か所の大阪メトロの駅に配架をいたしております。特に、2月の発行分につきましては、小学校の高学年の児童を対象といたしまして、4ページ、特別号として、37,000部を発行いたしました。今後、教育委員会と協議しながら、今日的なテーマを題材として、取り組んでまいり所存でございます。これは平成29年度からの取組みで、昨年度は約300の小学校、約19,200人の6年生の児童を対象に配布いたしました。道徳の授業、あるいはホームルーム等で教材として活用いただきました。今後の小学校高学年に向けた人権課題といたしましては、いじめを教材とすることに高いニーズがございますけれども、昨年度はインターネットと人権をテーマにいたしまして、この課題についても非常に高い関心を先生方が持っておられます。それに加えて、多文化共生についての関心が高いという結果が出ております。この辺も踏まえまして、教育委員会と協議しながら、取組み内容を考えてまいりたいと考えております。

次に3ページの、障がいのある人にかかる人権啓発事業でございますが、現在、若年層を対象とした事業の実施を検討しているところでございます。企画が固まり次第、プロポーザルによる事業者選定を実施したいと考えております。今年度も、コロナ禍での実施となりますので、どのような形で実施するのが良いのかも含めて現在検討中でございます。この事業は、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、人権意識のさらなる向上をめざして、平成30年度より取り組み始めたものでございまして、昨年度は、外国人にかかる人権啓発事業をオンラインで実施いたしました。「日本の見えかた世界の見かたー多文化共生 ONLINE」と題しまして、関西在住の4名の外国人の方々にインタビューした動画を配信したところでございます。

次に、4ページの、参加・参画型事業ですけれども、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的として、とりわけ人権への関心を高めていく必要がある若年層を対象に、人権意識の醸成を図ることにしております。最初に、人権に関する作品募集事業ですけれども、人権に関するキャッチコピーを募集し、優秀作品を、様々な人権啓発の広報等に活用するとともに、各区等も人権啓発事業で活用してまいります。次に、人権の花運動、Jリーグ、セレッソ大阪との連携協力事業ですけれども、大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で

構成いたします、人権啓発活動地域ネットワーク協議会の連携事業といたしまして、全国で国の方針に沿って実施されておるものでございまして、コロナ禍であることも考慮しながら、引き続き実施を進めてまいりたいと考えております。

次に、5 ページの企業啓発推進事業でございますけれども、市内の企業、事業者等における人権啓発や、人権研修への支援を行うよう、より効果的な研修内容となるよう、テーマや講師の設定を行うとともに、参加者の拡大につなげるよう努めているところでございます。近年、法施行されました、部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法、出入国管理及び難民認定法、あるいは労働施策推進法、いわゆるハラスメント防止法など、法制定の動向や、感染症の問題、SDGs の問題、LGBT などの問題、そういった今日的な人権課題を踏まえて、講演会を実施してまいります。今年度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、感染症による差別や偏見をなくしていくという取組みとして、ホームページ、SNS を通じて、また市長出演の動画配信を通じて、啓発周知を引き続き行ってまいります。

次に、6 ページの効果検証でございますけれども、これは、学識経験者による事業の検証を行い、PDCA サイクルを回し、効果的、効率的な事業の実施を図るものでございます。資料では、昨年度の主な意見を掲載させていただいております。また、別添の資料 6-2 に議事の要旨を付けておりますので、こちらの方も併せてご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、資料 6-3 は、区における人権啓発、推進事業の実施計画でございまして、今年度、4 月の段階において、各区において計画を立てたものでございます。コロナ禍でございますので、あくまで当初の計画ということで、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、資料 7 に基づきまして、大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについてご説明させていただきます。相談事業は、事業委託により、専門相談員を配置して実施しており、平日夜間だけでなく、日曜日・祝日にも窓口対応を行っております。また、区役所への出張相談や弁護士相談、さらには、他の専門相談機関と連携して解決支援に当たるなど、より相談者・人数に応じた相談体制としております。相談方法につきましては、電話、面談、ファックス、手紙に加えまして、平成 29 年度より電子メールによる相談を実施しております。令和 3 年度の取組みですけれども、複雑・多様化している人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見、救済を進めていくため、当センターの相談窓口の認知度の向上に努めてまいります。市民に身近な区役所における人権相

談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワーク充実に向けて取組みを進めてまいります。

まず、「認知度向上に向けた取組み」ですけれども、当センターの存在を知っているかということにつきまして、令和 2 年度に実施いたしましたインターネット調査の結果は、27%でございました。やや目標を下回りましたが、今年度も30%を目標に取組みを行います。また、そのうち人権侵害を受けた場合の相談先として、当センターを選ぶといった有用性につきましては、令和 2 年度のインターネット調査では 55.6%で、目標を上回ったわけでございますけれども、過去の推移もございましたので、今年度も 50%を目標とさせていただきます。具体的な取組みにつきましては、アからオに記載している通りでございますけれども、特にイに記載しております、すべての世代において利用されております LINE など SNS を活用した情報発信として、LINE の登録件数を新規 100 件以上として取組みをいたします。

次に、「区役所における人権相談機能の充実に向けた継続的な取組み」としては、ケーススタディの事例研究内容の充実や、区担当者のスキルアップを図るための相談担当者研修会を開催いたします。また、今年度より、区の市民担当者向けの研修を実施いたしまして、業務知識の速やかな習得につながるよう、区に対する支援を行います。

次に「専門相談機関等とのネットワークの充実に向けた取組み」といたしましては、関係会議の開催による、体制の連携強化を行うとともに、相談案件を通じた NPO 団体等との連携の充実を図ります。

続いて、3 の「令和 2 年度の相談実績」ということでございますけれども、電話、面談等による実相談件数は2,285件。ひと月平均で190件となっております。平成 27 年度から、年々徐々に減少しているところでございます。相談内容を課題別に分けた課題件数は 2,948 件となっております。これは一つの相談で、複数の課題に関する相談があるため、課題別の方が、実件数より 663 件多くなっております。課題別相談内容の主な特徴といたしましては、従来は障がい者に関する課題が最も多くありましたが、平成 28 年 4 月から施行されました、障害者差別解消法が浸透し、各区の基幹相談支援センターへの相談に移行しつつあることに加えまして、昨年度は頻回相談が大きく減少していることが、大きな要因となっております。昨年度は、労働関係が 17.6%、障がい者関係が 16%、生活関係が 15.9%、これらが相談の多い項目となっております。解雇の宣告を受けた、あるいはパワ

ハラに関する相談、生活保護を受けているが生活費が足りないといった相談、あるいは福祉サービス支援機関への不満や、地域や家族から孤立しているなど、日常生活における様々な不安といった相談が寄せられました。平成 30 年度より、強化相談日を設け本件啓発に力を入れました LGBT に関する課題の件数は、平成 28 年度は 10 件、平成 29 年度は 23 件でありましたが、平成 30 年度では 158 件と大幅に増加し、令和 2 年度は 109 件、令和 3 年度は 74 件となっております。強化相談日を設けた平成 30 年度に大幅に伸びて以降、相談件数は増えているものの、ここ 2 年は若干の減少傾向であります。また、その他の項目が 25.6%ありますけれども、これは特定頻回者からの会話が成立しない一般的な話や、相談内容の軽微なもの等が多数ございますので、その割合が大きくなっているところでございます。

昨年度より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、差別や偏見をなくしていくとともに、人権相談にも、感染していないか、感染しないかといった不安の声、あるいは感染者扱いを受けたといった相談などが寄せられております。

説明は以上でございます。雑ぱくでございますが、どうぞよろしく願いいたします。

三成 会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、人権啓発の取組み及び人権相談の取組みについての説明がございました。ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

はいどうぞ。

中東 委員

中東です。感じたことですがけれども、大阪市の「人権だより KOKORO ねっと」の最近の表紙というのを 3 つ並べていただいて、手に取って開くというか、関心が高まるようないい表紙かな、というふうに今感じました。もう一つは、ご提案になります。資料 7 のところで、平成 2 年度の相談実績ということで、課題別に相談件数等を挙げていただいておりますが、この会議の資料の中でも、インターネットに関する差別について多く取り上げております。この平成 2 年度の中では、インターネットの書込みというのが、「その他」の中に含まれると、内訳のところに書いていただいておりますけど、インターネットの書込み件数が 25 件となっております、これは外国人であったり同和問題であったりという相談件数よりも、かなり多くなっていますので、ぜひ令和 3 年度の取組みの時には、これは「その

他」ではなく、表に出していただくのがいいのではないかなと、ちょっとご提案をさせていただきます。

以上です。

三成 会長

はい、ありがとうございました。

他にもしご意見ご質問ございましたら、まとめて事務局から回答いただきたいと思いますっておりますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

妻木 委員

はい。妻木です。「人権だより KOKORO ねっと」についてですが、ネットで「就活ハラスメント」で検索すると、この「人権だより KOKORO ねっと」が上位に表示されていました。かなり見られているのかなと思います。内容的にも非常に充実しているし、就活ハラスメントの話から公正採用の話につなげて、さらに「何かあったら相談してね」という窓口の連絡先も載っていて、すごくいい構成だなと思いました。ただ、もっとこうしたらと思ったのは、せっかくそれに関心を持ってもらって、他にどんなのがあるのかなと思ったとしても、「人権だより KOKORO ねっと」の他の記事、関連記事になかなか飛べない。せっかく40号以上も出ていて、充実したコンテンツがあるので、簡単に他の関連記事に飛べるような工夫をすると、より活用してもらえないかなと思いました。

以上意見です。

三成 会長

はい。ありがとうございます。

他、何かご提案ご意見、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

ほそみ 委員

さっきおっしゃっていたのですけれども、LGBT の相談件数が、令和元年度は158件で、令和2年度には74件になって、半分くらい。減っているのはなんでかなというのを、僕もなんだろうなあというふうに思っていて、最初のほうにあったように、結構、市民の人で、問題として認識されている率が低いとかっていうことに、ちょっと関係あるかなあと思ったりとかします。あと、当事者の方に、心情から推測すると、やっぱり行政に相談するというのはハードルがすごく高いのだろうなっていうのがあるのかなあと思います。相談するからといって、自分

の身元が特定されることはないと思うのですが、やっぱりどこかで自分の情報が漏れたりしないかなとか、そういうふうな心配っていうのが、どうしても僕らにつきまとうので、そういうことが、ひっかかっている人とかが多いのではないかなと思ったりもしました。あと、それとですね。この資料 6-1 のところで、「ホームページ、Facebook 等を活用した啓発広報」の中で、取組み方向として「性的指向などの違いを理解し」というのが入っているのですが、東京オリンピック・パラリンピック大会に絡めてということだと、なかなか日本ではカミングアウトしてらっしゃるスポーツ選手は少ないですけども、アメリカではスケートの有名選手がカミングアウトしていましたし、日本でも数少ないですけども、している人とかはいるので、そういう人のインタビューとかを使ったりするとちょっと面白いんじゃないかなと個人的には思いました。

以上です。

三成 会長

ありがとうございます。

他、ございませんか。

はい。お二人ですね。まず、武田委員お願いします。先にお願いします。

武田 委員

はい、武田です。

数年前から相談方法でメールを追加されたということですが、すごく良い取組みかなとは思っているのですが、特に若い世代の人たちはメールよりも SNS です。啓発には LINE を使われているということなので、すぐには難しいかもしれませんが、将来的にはそういう SNS を使った相談っていうのも考えていただければと思いました。特に LGBT の場合なんか、プライバシーのことがありますので、そういう方がいいかなと思いました。

以上です。

三成 会長

はい。ありがとうございます。では江淵委員どうぞ。

江淵 委員

江淵です。よろしくお願いします。

令和 2 年度における相談実績の課題別相談内容ですけども、生活と労働の二つが非常に多くなっておりまして、これはまあ昨年度ともに多い相談案件ではあるかと思うのですが、この中でやはり雇用の問題であったりとか、貧困の問題で

あたりとか、そういった課題が拡大してきているのではないかなというふうに思うんですね。その中で、一番、報告事項の意識調査でちょっと気になったのは、ホームレスの方の人権っていうのが、非常に関心が低いことになっていて、例えば、意識調査結果の資料の4ページ、7ページ。ホームレスの人権への関心、それを深刻な問題と考えるかどうかという点でも、数字が低くなっていますし、意識調査結果の40ページ、人権が尊重されるまちであるかの認識でも、ホームレスのところだけが、「そう思う」よりも「そうは思わない」が上回っていて、ホームレスの人権は、重要ではないと考える人が非常に多いというふうに思ったんです。自分事になっていない。これがなぜそうなのかっていうところのアンケートはありませんが、「ホームレス状態である方は自己責任」的な考え方が背景にあるのかなあなんていうふうに想像した時に、現実的にホームレスに結びつくような相談が非常に多い中で、このような意識とすごく乖離があるんだなというふうに感じました。そこへの重点的な取組みというのが非常に重要なんじゃないかなというふうに感じました。

以上です。

三成 会長

はい、ありがとうございました。

他、ございませんか。

はい。池上委員どうぞ。

池上 委員

人権啓発・相談センターの事業効果検証のところですね。主な意見というところで、20～40代の若者は、自分たちの中で解決できることが多く、市による対応の必要性は低いというふうな記述があるのですが、参加の方の意見ということで、これが結果のすべてということではないのしょうけれど、これで、市として関わっていく必要がないのではないかなというように結びつくよりも、20～40代の方でも、その相談をしたいけれどもそこへたどり着いてないという問題点を、もう少し掘り下げて検証していただけたらいいのではないかなと思います。

三成 会長

はい。ありがとうございます。

他、いかがですか。

とても重要な具体的なお提案を多々いただきました。時間の関係もありがとうございます。

が、もし事務局から何かすぐに回答できることがあれば一言言っていただいて、いただいたご意見は、今後の取組みに反映していただけたらと思います。

事務局いかがでしょうか。

北邑 所長

ありがとうございます。

まず「KOKORO ねっと」でございますけれども、私たちも、特に若年層に響くようにということで、日々、紙面の内容の充実に向けて努めておるところでございます。ただいま、お二人の委員の方々から内容については、一定のご評価いただいたと思います。また、大変ありがたい言葉をいただけたと思います。

その上ではございますけれども、実は、せっかくいいものを作っているんだから、もうちょっとホームページ上の工夫をしてはどうかというご指摘については、実は効果検証会議でも同じようなご指摘を過去にいただいておりまして、そこについては、一定の改善ということ言えば、大阪市の「KOKORO ねっと」の HP のページでは改善を図っておるんですけど、今おっしゃっておられるのは、一つの HP のページを見たら次、他には行けないとおっしゃっておられると思いますので、その辺は何らかの工夫ができないかということ、少し考えていきたいと思っています。

それから、インターネットの問題についてですね、我々もこれは非常に重要な問題と考えております。今のところは「その他」のところに入れまして、特に「その他」の中でこれだけの件数がありますよという形で、お知らせしているところでございますけれども、項目立てを別立てするという点については、ちょっと考えさせていただいて、そういうことも進めていきたいというふうに思います。

それから、少し LGBT の当事者の方々の相談が減ってきているということで、ご指摘いただいておりますけれども、先ほどおっしゃったように、行政に相談するのは、というような意識を持っておられるかもわかりません。もともと、相談していただく内容として、当事者のコミュニティを紹介して欲しいというご相談も結構ございました。ある程度そういうご相談について、一定の対応をさせていただいた結果として、そういうご相談が減ってきたという面もあるかも知れません。そういう意味で、数が減ってきたのにも理由があるかもしれませんが、それでも、こうやってご相談いただいているわけですし、ご相談いただける窓口を行政が持っている意味があると思います。取組みは進めさせていただきたいと思

ます。

それから、ユニバーサル事業につきましては、東京オリンピック・パラリンピックに関わってということで、させていただいている事業でございますけれども、オリンピック・パラリンピックに向けて、実は法務省の方から予算をいただいております。毎年テーマを変えるということで、真っ先に LGBT の問題をさせていただいて、それから外国人、多文化共生をやらせていただいて、今年は何が問題の問題ということでやらせていただいております。この後、この事業が継続していくのかどうか、その辺の見通しははっきりしないわけですが、事業が続いていくようであれば、引き続き、今ご提案いただいたことも含め、いろいろ対応を考えていきたいと思っております。

それから、LINE 相談について、ご提案いただきましたけれど、ここの部分については安全性の問題とかも報道されまして、その結果として、対応にはかなり経費がかかってくるということもございます。一方、メール相談の中で、若年層の方も相談を寄せていただけていることもございますので、この辺については今後引き続き、考えていきたいと思っております。

それから、効果検証事業の意見について 20～40 代の方々の件ですが、これは有識者の方のご意見でございます。傾向として行政機関に頼るよりも、友達同士とか仲間同士でご相談される傾向が強いのだろうという趣旨でございます。だから相談は少ないということもございませんので、当然、幅広い層全体に我々は対応させていただきます。

また先ほどおっしゃったように、人権相談の中で生活とか労働関係の相談が増えているという件は、やはり電話相談です。率直にすべてを語り尽くしたくないということがありますから、相談の中身としてお話しされることはごく一部です。ですので、どのような実態があるかはちょっとわかりませんが、おそらくおっしゃったように、コロナの影響というのは出ているのだらうと思っております。その辺も含めまして、事務局として、今後の人権啓発のあり方を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

三成 会長

はい、ありがとうございました。

大阪市のような大きな自治体、政令指定都市の大きな自治体が、先進的な人権取組みをやるということは、周囲にものすごく大きな影響を与えますし、LGBT についてはですね、他自治体のモデルになるような取組みをなさっておられます

ので、ますますこれを進めていただくということと、それから、予算で実質的な問題がありますけれども、セキュリティも十分配慮した上で、今日、委員の非常に具体的で建設的なご意見たくさんいただきましたので、それをできる限り市政の中に反映していただければというふうに思います。

では、よろしいでしょうか。

福岡 ダイバーシティ推進室長

すいません、ダイバーシティ推進室の福岡でございます。

一点だけ、ちょっと補足させていただきます。

ホームレスの方の問題ですけれども、まず調査の聞き方自体にも、今一番深刻だと思ってしまうような、そういうニュアンスがあるかと思えます。客観的事実で申し上げますと、平成 15 年の段階で、例えば大阪市の場合は 6,600 人のホームレスの方がおられました。今、手許では、令和 2 年で見ますと、982 人まで大きく減少しています。当時、大阪城公園であるとか扇町公園、もうブルーシート、テントがいっぱいありまして、市役所の前にも連日運動体の方が押し寄せていたという状況から鑑みますと、ずいぶんホームレスの方の数自体も減っております。これからのクロスチェック等と併せ、この意識調査の結果を深掘りして、また検討させていただきますけれども、一つ背景にはそういうことがあったのかなというふうに見受けられます。

以上でございます。

三成 会長

はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、次、いいですか。

議題が二つございますので、その二つにつきまして、説明を一括して行わせていただいてもよろしいでしょうか。一つは感染症で、もう一つはインターネットによる人権侵害ですが、続けてご説明をお願いいたします。

高橋 課長代理

ご説明させていただきます。

ご説明の前に 1 点だけ訂正がございます。先ほど、「人権の視点！100！」のご説明の際に、中間取りまとめをして次回の人権施策推進審議会でご報告をというふうに申し上げましたが、令和 3 年度の取組み状況につきましてご報告をさせていただきますのは、1 年後の審議会でございます。半年後の来年の 2 月にご報告差し上げるのは、「人権が尊重されるまち指標」の方でございますので、説明が

違っておりましたので、お詫びして修正させていただきます。申し訳ございません。

それでは、ご説明の方を一括でさせていただきます。

資料8、それから資料9でございます。この2点につきましては、前回の審議会で特にご意見をいただいた人権課題ということで、認識させていただいております。

まず資料8、「感染症に関する差別や偏見について」ということでございます。これは、前回、三成会長はじめ先生方から、いつ世界を襲うかわからない感染症への対策を、人権問題と結びつけて、指標や施策へどう盛り込むかが重要な課題であるご指摘いただいたところでございます。所管の健康局より、対応について聴取いたしました結果が、この資料でございますけれども、項番2の「対応内容」といたしましては、新型コロナウイルス感染症だけでなく、様々な感染症に対して、知識の普及啓発に努めてきたところでございますけれども、さらに人権に関わる憂慮すべき事象が生じないように、今後も感染症の流行にあたって速やかな情報提供に努めてまいります。

2点目、「具体的には～」というところでございます。現在の新型コロナ対応が落ち着いた際には、改めて職員向けマニュアルの整備等を行い、感染者や医療従事者等（家族も含む）への差別や偏見を防止するといった観点を含めた、正しい知識の普及啓発に関する内容の掲載等を検討してまいりたいということでございます。

ただ、現在、健康局をはじめ全庁的に、新型コロナの本体の対策、それからワクチンの接種業務に、全力であたっているところでございまして、今すぐにマニュアルの整備等ということには、物理的にマンパワー的に難しいところがございますので、一旦この場でご報告をさせていただいて、また進捗がありましたら、ご報告をさせていただきたいということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それから、資料9でございます。インターネットによる人権侵害につきましても、前回、辻委員はじめ皆様からご指摘をいただいたところでございます。

まず、大阪市のこれまでの取り組み内容について、ご紹介させていただきたいと思っております。

(1)「市民局での取り組み」でございます。先ほども報告がございましたけれども、人権啓発・相談センターでの人権情報誌「KOKORO ねっと」におきまして

は、インターネットの問題につきまして、コンスタントに啓発記事を掲載させていただいております。ご覧の通り、いろんなところでインターネットにおける人権侵害というのが課題になっておりますので、1 回だけではなく、「いじめ」とか「インターネット」とか、「風評被害」ということで、取扱いをさせてきていただいたところでは、

それから 2 点目でございます。企業を対象といたしまして、インターネット、これをテーマといたしました研修の実施も、これまで何度もさせていただいたところでございます。

それから 3 点目でございますけれども、インターネット上の差別事象につきましては、通報があった場合に、大阪法務局長に対し、大阪府等との自治体と連携いたしまして、プロバイダ等に削除要請を行ったということが、これまでも 21 件ございました。

それから最後の点ですけれども、市ホームページで普及啓発をしておりまして、これは国の取組みも含みますけれども、インターネットにおける人権侵害、それから情報発信についての注意ということで、リンクも貼らせていただいておりますので、後程ご覧いただければというふうに思っております。

それから、学校園、教育委員会での取組みになります。学校園では、児童生徒に対しまして、個別の人権問題に関する授業を実施する中で、特にこのネットの問題ですね、これは警察とか、NTT ドコモそれから LINE 株式会社などの民間事業者と連携をいたしまして、これをテーマとした出前授業もこれまでに開催してきたところでございます。

別紙ということで、令和元年度に実施した授業で取り扱いました人権問題ですが、下から 7 番目に、「インターネットによる人権侵害」というのがございます。小中学校におきまして、小学校では 7 割以上、中学校、高校では 8 割以上において、これを実施されているというところでございます。

また、お戻りいただきまして頂番 2 でございます。国における取組み内容といたしまして、法務省や総務省でもこのような取扱いをされておまして、先般国会では、プロバイダ責任制限法の改正がなされております。新たな裁判手続の創出、開示請求の範囲見直しにより、より円滑に被害者救済が図られるようになったと聞いております。

頂番 3 でございます。「インターネット上の人権問題の取扱い」につきまして、大阪市としても非常に重要な人権課題であると認識をしておりますので、上

記のような取組みを継続発展させて行くのが効果的というふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上説明でございました。

三成 会長

はい、ありがとうございます。感染症等に関する差別、偏見そしてインターネットによる人権侵害について、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

もうすでに 3 時を、予定時間を過ぎておりますけど、ちょっと時間を延長させていただきます。何か、ご質問ご意見ございませんか。

はいどうぞ。

香川 委員

香川でございます。私、人権擁護委員と、大阪市の人権啓発推進員とを、両方やらせていただいておりますので、今日の発表は、すべて私も一緒にさせていただいているという意識で、聞かせていただきました。

今のインターネットのことですが、私は擁護委員の方で、毎年、小学校に子どもたちを訪ねて、携帯電話で皆さん困ったことがないかということで、NTT ドコモさんと一緒に授業を持っております。子どもたちが本当に困っている、お母さん、保護者の方たちも困っていらっしゃるということがかなりありました。それはでも、私達これ、法務局に持ち帰って、法務省のほうからどうにかしていただくという、本当はこれがもう掲載されたら、あなたたちは、これを消すことができないのよ、ということから始めていっているんです。どうしても消して欲しい、どうしても、これ、このことがあると、あなたたちが大きくなるまで悩むことよねとか言いながら、それで、持ち帰ったりもしております。もう私は 10 年以上学校にも行かせていただいて、人権の教室もさせていただき、先ほどおっしゃっていただいたチューリップの、人権の花運動とかも皆やらせていただいております。私はいつも思っているんですけども、子どもたちにこのことを知らせてあげたら、子どもたちが家に帰ったらお母さんたちにも話をすると思うんですね。こういうことを習ったよとか言うことで、保護者の皆さんも、こういうことの相談ができるということ、すごく感じていただいております。もっと、市の方も、人権推進の私たちも、もっと頑張らせていただかないといけないと思います。市のほうでも、もっと大きく広げていただけたら、私たちの活動もやりやすいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

三成 会長

ありがとうございます。

他に、ご意見ご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

香川委員の心強い言葉に、今後とも期待したいというふうに思います。

事務局の方から何かご意見、ご説明ございますか。

森 課長

ありがとうございます。人権企画課長、森でございます。

感染症、インターネットに関しては、さらに適切な対策をとってまいりたいと考えております。2月のこの場で「人権が尊重されるまち指標」の説明をいたしました時に、この二つの話題が出て、指標に入るかというご質問であり、これを受けて内部でも検討してまいりました。他の課題と比べますと、感染症に関しては、事前対策型であるというのが重要であろうというふうなこと、またインターネットに関しては、大阪市ならではの対策として市民にイメージを持ってもらいにくいのではないかとということで、指標に入れていくのは、この二つの課題とも非常に厳しいのかなと考えております。その代わりに、このような形で、折に触れて必要に応じて議題という形で議論をさせていただく中から、改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

三成 会長

はい。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

では、他に、ご意見とかございませんようでしたら、本日の議論は以上とさせていただきますと思います。

本日ご議論いただいた内容やご意見、本当にたくさんのご意見を頂戴し、ありがとうございました。

今後、人権行政の取組みを進めるにあたって、十分に反映、活用していただけるよう、事務局でご検討していただき、着実に実施を図っていただくよう、ぜひともよろしくお願いいたします。

また、いろいろ検討課題も含めてご指摘もありましたが、その点は、必要に応じて、委員の皆様にもご報告いただければというふうに思います。

委員の皆様、今日はどうもお疲れ様でございました。

では、事務局に司会進行をお返しいたします。

廣原 担当係長

ご議論いただき誠にありがとうございました。

次回の審議会は、来年 2 月の開催を予定しております。委員の皆様方には事前に日程を調整させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、第 43 回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。